

第1分科会 2017年10月5日(木) びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」1～5

あらためて問う『犯罪被害者の権利』とは

～誰もが等しく充実した支援を受けられる社会へ～

1 犯罪被害者支援の現状～進展と停滞

被害者は、精神的、身体的、経済的な困難に直面することが少なくないにもかかわらず、社会から「忘れられた存在」といわれてきました。

国や社会での犯罪被害者支援の機運の高まりを受け、日弁連は、2003年の人権擁護大会(松山)において、分科会「あなたを一人にしない！－犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求めて」と題するシンポジウムを開催し、「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」を採択し、様々な被害者支援活動を行ってきました。

2004年には犯罪被害者等基本法が成立し、同法に基づいて犯罪被害者等基本計画が策定され、被害者参加制度の創設など、多くの被害者支援の施策が導入されました。

しかし、残念ながら第2次、第3次と基本計画の策定がされるにすぎない、被害者支援の推進に停滞が見られるようになりました。第3次基本計画では、予算措置を伴うような新たな施策の導入は見送られており、また、民間の人材、財源頼みの面も見受けられるのが現状です。

2 今「犯罪被害者の権利」を問うことの意義

被害者への支援が必要であるということは、あるいは自明のことかもしれません。ただ、その支援の根拠となるとこれまで十分に論じられてこなかったように思えます。

従来、被害者への支援については、社会全体として放置できないという一種の社会連帯共助の精神に基づく制度と位置づけられ、検討が加えられてきました。

しかしながら、連帯共助といった助け合いの精神だけでは、自ずと限界が生じてしまいます。

犯罪被害者等基本法では、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定されています。

今こそ、被害者支援を、被害者の権利という側面から改めて捉え直し、その在り方について検討を加えていく必要があるのです。

3 犯罪被害者支援の具体的課題

被害者支援における具体的な課題として、経済的な支援があります。犯罪被害者等給付金の支給金額の増額や支給要件、支給時期の見直し、治療費やカウンセリング費用の公費負担、被害を受けた当初の見舞金や一時金の支給等、財源の問題はありますが、公費による経済的支援は検討す

べき大きな課題といえます。

また、加害者からの損害の回収を実効化する必要もあります。そのために、北欧に例のある、行政側が賠償金を立て替える等した上で加害者への請求を行うといった制度の導入も検討すべきです。

さらに、被害者の日常を少しでも取り戻すため、被害直後から途切れなく経済面・生活面・医療面等の支援が行われる必要があります。そのためには地方自治体による支援は極めて重要です。その支援の根拠となる被害者支援条例が全国的に整備される必要があります。

これに加えて、被害者支援では、我々弁護士も大きな役割を担うことができます。より多くの被害者支援を担うため、公費による弁護士費用の支援制度も検討すべき課題です。

その他、性犯罪・性暴力の被害者の支援に関する起訴状の匿名化やワンストップ支援センターの整備の問題、子どもを被害者とする犯罪における支援の在り方等、現在、被害者支援には数多くの取り組むべき課題があります。

4 総合的な支援体制の整備へ

被害者支援を拡充させ、全国の被害者が等しく利用することができる支援制度を確立するためには、国の各省庁や各地方自治体が個別に対応しているだけでは限界があります。責任の所在も決して明確とは言えません。

そこで、北欧に例のある、被害者支援を一元的に扱う省庁(犯罪被害者庁)についての調査・研究を行い、我が国において一元的に被害者支援を扱う組織の意義について検討を加え、縦割り行政を排除し、地方格差もない総合的な被害者支援の体制整備に向けて議論を深めていきたいと考えています。

5 来たれ、第1分科会へ! ～ともに被害者支援を考えてみませんか

本シンポジウムは、被害者支援の根拠を被害者の権利から改めて問直し、具体的な課題について検討を加えると共に、犯罪被害者庁の創設等、将来にわたる一元的、継続的な被害者支援体制の在り方についても検討していきます。

被害者の権利を確立することは、基本的人権を擁護する弁護士にとっての責務であり、その社会的使命を果たすことであると考えます。

被害者支援の在り方を共に考えていくため、是非、本シンポジウムへご参加ください。